

日米地位協定の見直しを求める意見書

在日米軍の地位や施設・区域の使用について定めた条約である日米地位協定は、1960年（昭和35年）に日米間で締結されて以降、一度も改定されていない。

1995年（平成7年）9月に沖縄本島北部で発生した少女暴行事件を契機にその問題点が明らかになり、同年11月、沖縄県は見直し要請を日米両政府に初めて行った。2018年7月及び2020年11月には、全国知事会による「米軍基地負担に関する提言」が決議されている。提言では、「日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させること、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入の保障などを明記すること」などが明記されている。

日本の航空法は、航空機の最低安全高度を人口・家屋密集地域では最も高い障害物から300メートル、その他の地域では150メートルと定めている。日米地位協定により米軍にはこの規定は適用されないものの、1999年1月の日米合同委員会で、日本の航空法と同じ高度基準を米軍機にも適用すると確認されている。しかしながら、低空飛行は各地で目撃され、本県においても米軍機の可能性ありと国から回答があった目撃情報は、直近の2023年度には200件、2024年度の4月から6月だけでも81件に及んでいる。

2023年11月に発生した屋久島沖でのCV22オスプレイの墜落事故でも、政府による立ち入り調査はできていないことから、これまでの日米地位協定の運用面での改善ではなく、全国知事会の提言に沿った協定の見直しが必要とされることで日本と米国が対等な立場で互いに主権を認め合うことにつながるものである。

よって、国におかれては、国民の生命・財産と人権・環境を守る立場から、日米地位協定を見直しされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
防衛大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
殿